

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1

Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
TOSHIBA CERAMICS CO., LTD.	06/01/2007
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	COVALENT MATERIALS CORPORATION
Street Address:	6-3, Ohsaki 1-chome, Shinagawa-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	10920442
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(202)672-5399
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	202-672-5300
Email:	rfeimster@foley.com
Correspondent Name:	Richard L. Schwaab
Address Line 1:	3000 K Street, N.W.
Address Line 2:	Suite 500
Address Line 4:	Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20007-5143
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	045872-0102
NAME OF SUBMITTER:	Richard L. Schwaab
Total Attachments: 12 source=Assignment NameChange#page1.tif source=Assignment NameChange#page2.tif source=Assignment NameChange#page3.tif source=Assignment NameChange#page4.tif source=Assignment NameChange#page5.tif	

OP \$40.00 10920442

PATENT

500330521

REEL: 019665 FRAME: 0830

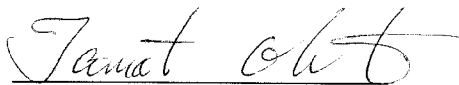
source=Assignment NameChange#page6.tif
source=Assignment NameChange#page7.tif
source=Assignment NameChange#page8.tif
source=Assignment NameChange#page9.tif
source=Assignment NameChange#page10.tif
source=Assignment NameChange#page11.tif
source=Assignment NameChange#page12.tif

DECLARATION

I, Tamotsu OHTANI of Ohtani Patent Office, Bridgestone Toranomon Building 6F, No. 25-2, Toranomon 3-chome, Minato-ku, Tokyo, 105-0001, Japan do sincerely and solemnly declare, that I well understand the Japanese language and the English language and that the attached document is a full true and faithful translation of the commercial register of Covalent Materials Corporation.

Signed at Tokyo, Japan

This July 31, 2007

A handwritten signature in cursive script, appearing to read 'Tamotsu OHTANI', written in dark ink.

Tamotsu OHTANI

Certificate of All Registered Items

Covalent Materials Corporation
6-3, Ohsaki 1-chome, Shinagawa-ku, Tokyo
Company No.0107-01-018794

Trade Name	Covalent Materials Corporation
Head Office	6-3, Ohsaki 1-chome, Shinagawa-ku, Tokyo

~ (Not described by reason of meaningless) ~

Merger by Absorption	Merged with TOSHIBA CERAMICS CO., LTD. on June , 2007. Reistration Date: June1, 2007
----------------------	--

~ (Not described by reason of meaningless) ~

履歴事項全部証明書

東京都品川区大崎一丁目6番3号
コバレントマテリアル株式会社
会社法人等番号 0107-01-018794

商 号	コバレントマテリアル株式会社	
本 店	東京都品川区大崎一丁目6番3号	
公告をする方法	<u>官報に掲載する方法により行う。</u>	
	日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成19年 4月26日変更
		平成19年 5月 8日登記
会社成立の年月日	平成18年10月4日	
目 的	1. 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務 2. 医療機器の製造及び販売 3. 前各号に付帯関連する一切の業務	
	1. 窯業製品、電気化学製品の製造及び販売 2. 各種装置、電気機械器具、プラントの設計、製作、施工及び販売 3. 医療機器の製造及び販売 4. 土石、鉱産物の採取、加工及び販売 5. 不動産の売買、貸借、管理及び建設工事の設計、請負 6. 運動施設、宿泊施設その他娯楽施設の運営 7. 情報処理業務の請負 8. 内外物資の輸出入及び販売 9. 前各号に関連のある事業及び投資 平成19年 5月25日変更 平成19年 6月 1日登記	
発行可能株式総数	200株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 84株 各種株式の数 普通株式 59株 優先株式 25株	
株券を発行する旨 の定め	当会社はその株式に係る株券を発行する。	
資本金の額	金335億7550万円	

発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	普通株式 200株 A種優先株式 50株 A種優先株式の内容 1. A種優先株主に対する配当金 (1) A種優先配当金 当会社は、期末配当として剰余金の配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された当会社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株の払込金額（10億円）（以下「A種優先払込金額」という。）の4.0%に相当する額（以下「A種優先配当金」という。）を金銭により配当する。但し、A種優先株式の発行日（以下「発行日」という。）の属する事業年度に係る期末配当としてのA種優先配当金の額は、A種優先払込金額の4.0%に相当する額を、発行日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数で日割計算（1年を365日として計算し、1円未満を切り捨てる。）をして算出した額とする。但し、当該事業年度においてA種優先中間配当金又は日割相当金（以下に定義される。）を配当した場合には、当該A種優先中間配当金の額及び日割相当金の額の合計額を控除した額とする。 (2) A種優先中間配当金 当会社は、中間配当を行うときは、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の2分の1に相当する額から当該事業年度の初日から当該中間配当の基準日までの期間に属する基準日に係る日割相当金の合計額を控除した額（以下「A種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。 (3) 中間配当及び期末配当以外に剰余金の配当を行う場合 当会社は、中間配当及び期末配当以外に普通株主又は普通登録株式質権者に剰余金の配当を行う場合には、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、当該基準日が属する事業年度に係る期末配当として配当されるべきA種優先配当金の額を当該事業年度の初日（同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの期間に応じて日割計算（1年を365日として計算し、1円未満を切り捨てる。）をして算出した額（以下「日割相当金」という。）を金銭により配当する。但し、当該事業年度の初日から当該基準日までの期間に属する基準日に係るA種優先中間配当金又は日割相当金がある場合には、かかるA種優先中間配当金及び日割相当金の合計額を控除した額とする。 (4) 累積条項 ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当するA種優先株式1株あたりの剰余金の配当（A種優先特別配当（以下に定義される。）を除く。）の合計額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額のうち未払いの金額（以下「未払累積配当金」という。）については、A種優先配当金、A種優先中間配当金及び日割相当金に先立ってこれをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭により配当する。 (5) 非参加型
---------------------------------------	---

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて配当は行わない。但し、A種優先特別配当については、A種優先配当金の額に加えて行うものとする。

(6) A種優先特別配当

当会社の普通株式を証券取引所に上場する旨を当会社が取締役会において決議した場合は、当会社は、株主総会の決議により、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、特別配当

(以下「A種優先特別配当」という。)を1回に限り行うことができる。A種優先特別配当の金額は、当該A種優先特別配当の日を残余財産分配金の支払日とみなして計算したA種優先株式繰延金(以下に定義される。)の額とする。なお、A種優先特別配当がなされた場合において、A種優先株式1株あたりの支払済みのA種優先特別配当の金額を「既払特別配当額」というものとする。

2. A種優先株主に対する残余財産の分配

(1) 残余財産

当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先払込金額、未払累積配当金、A種優先株式繰延金及び日割相当金の合計額から既払特別配当額を控除した金額を金銭により配当する。この場合、A種優先株式繰延金の額及び日割相当金の額の計算における基準となる日は、残余財産分配金の支払日とする。なお、A種優先株主に対しては、本条に定めるほか残余財産の分配は行わない。

(2) A種優先株式繰延金

A種優先株式繰延金とは、A種優先払込金額に対して以下の割合を乗じて算出された金額をいう。

2011年3月31日までの各事業年度： 年3.0%

2013年3月31日までの各事業年度： 年4.0%

2013年4月1日以降の各事業年度： 年5.0%

A種優先株式繰延金は、各事業年度の末日が経過した時点で、累積するものとし、当該事業年度中にあっては、基準となる日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から基準となる日(同日を含む。)までの期間に応じて日割計算(1年を365日と仮定して計算し、1円未満を切り捨てる。)をして算出された金額とする。

3. A種優先株主の議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、法令により認められる種類株主総会においては、A種優先株主は、当該種類株主総会における議決権を有するものとする。

4. 募集株式等の割当てを受ける権利の付与

当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 金銭を対価とするA種優先株式の取得条項

当会社は、発行日の翌日以降いつでも、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭を対価として強制的に取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例、抽選その他取締役会の定める合理的な方法による。A種優先株式1株あたりの取得価額は、取得の時期に応じて以下の通りとする。A種優先株式繰延金の額及び日割相当金の額の計算において基準となる日はA種優先株式の取得日とする。

発行日から1年以内の日を取得日とする場合：

A種優先払込金額の102%相当額、未払累積配当金額、A種優先株式繰延金額及び日割相当金の額の合計額から既払特別配当額を控除した金額とする。

発行日から1年を超え2年以内の日を取得日とする場合：

A種優先払込金額の101%相当額、未払累積配当金額、A種優先株式繰延金

額及び日割相当金の額の合計額から既払特別配当額を控除した金額とする。
発行日から2年を超える日を取得日とする場合：
A種優先払込金額の100%相当額、未払累積配当金額、A種優先株式繰延金額及び日割相当金の額の合計額から既払特別配当額を控除した金額とする。

6. 金銭を対価とするA種優先株式の取得請求権

A種優先株主は、発行日から9年が経過した日以降いつでも、当会社に対し、分配可能額の90%相当額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、按分比例、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。A種優先株式1株あたりの取得価額は、A種優先払込金額、未払累積配当金額、A種優先株式繰延金額及び日割相当金の額の合計額から既払特別配当額を控除した金額とする。A種優先株式繰延金の額及び日割相当金の額の計算において基準となる日はA種優先株式の取得日とする。

7. 当会社の普通株式を対価とするA種優先株式の取得請求権

A種優先株主は、発行日の翌日以降いつでも、本7項所定の条件に従って、当会社に対し、A種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 交付株式数

対価として交付する普通株式の数は、A種優先払込金額、未払累積配当金額、A種優先株式繰延金額及び日割相当金の額の合計額から既払特別配当額を控除した額を、下記(2)に定める取得価額で除して算出する。但し、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。A種優先株式繰延金の額及び日割相当金の額の計算において基準となる日はA種優先株式の取得日とする。

(2) 取得価額

A種優先株式1株あたりの取得価額は、(i)当会社の普通株式が証券取引所に上場されていない場合には843,020,000円、(ii)当会社の普通株式が証券取引所に上場された場合には当該証券取引所における取得請求権を行使した日(以下「行使日」という。)まで(同日を含む。)の15連続取引日(但し、売買高加重平均価格(以下に定義される。)のない日は除き、行使日が取引日でない場合には、行使日の直前の売買高加重平均価格のある取引日まで(同日を含む。)の15連続取引日とする。)の毎日売買高加重平均価格の平均値の90%相当額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)とする。なお、「売買高加重平均価格」とは、当該証券取引所が各取引日における当会社の普通株式の普通取引におけるすべての約定値段について、それぞれの約定値段に当該約定値段における売買高を乗じて得た額の合計額を当該取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買高の合計数量で除することにより、当該取引日における当会社の普通株式の売買高加重平均価格として計算し、公表する価格をいう。

但し、取得価額は、以下の各号の規定に従って調整される。

(A) 以下の事由が生じた場合、次の算式に従って取得価額は調整される。

$$\begin{aligned} & \text{新規発行} \cdot \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}} \times \text{調整前取得価額} \\ \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}} \end{aligned}$$

①調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。但し、

普通株式の交付と引換えに当会社に取得され若しくは当会社に取得させることができる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得又は行使による場合は除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日。無償割当ての場合には効力発生日。）の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、無償割当ての場合には、1株あたりの払込金額は0円とする。

②株式の分割を行う場合

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割を行う旨を取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額の減少及び資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額の減少及び資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記但書において、株式の分割に係る基準日の翌日から当該剰余金の額の減少及び資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日までに取得請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を、A種優先株式の対価たる普通株式の交付と同時に、追加で交付する。この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

（調整前取得価額－ 調整前取得価額をもってA種優先株式と
調整後取得価額）×引換えに当該期間内に交付された普通株式数

株式数＝

調整後取得価額

③調整前取得価額を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に取得され又は当会社に取得させることができる証券を発行する場合

調整後取得価額は、かかる証券の払込期日（払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日。無償割当ての場合には効力発生日。）に、又は募集のための基準日がある場合はその日に、発行される証券全てが普通株式が交付されるのと引換えに取得されたものとみなし、その払込期日（払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日。無償割当ての場合には効力発生日）の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。但し、当該発行される証券の取得価額がその払込期日（払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日）又は募集のための基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、取得価額が決定される日に、発行される証券の全てが普通株式が交付されるのと引換えに取得されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

④新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の行使に際して出資される普通株式の1株あたりの財産の価額が調整前取得価額を下回ることとなる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、かかる新株予約権の発行日（無償割当ての場合には効力発生日）に、又は募集のための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが行使されたものとみなし、その発行日（無償割当ての場合には効力発生日）の翌日以降、又は募集のための基準日の翌日以降これを適用する。但し、新株予約権の行使に際して出資される1株あたりの財産の価額がその発行日又は募集のための基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、新株予約権の行使に際して出資される1株あたりの財産の価額が決定される日に、発行される全ての新株予約権の行使がなされたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

（B）当会社は、本項（A）に定める取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うも

東京都品川区大崎一丁目6番3号
コバレントマテリアル株式会社
会社法人等番号 0107-01-018794

	のとする。 ①合併、株式交換、株式移転、会社分割、資本金の額の減少又は普通株式の併合その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、取得価額の調整を必要とする場合 ②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出にあたり使用すべき調整前取得価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合 (C) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整は行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 (D) 取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 (E) 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。 (F) 取得価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」とは、それぞれ以下の通りとする。 ①(A) ①の場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額) ②(A) ②の場合には、0円 ③(A) ③の場合には、当該取得価額 ④(A) ④の場合には、当該1株あたりの出資される財産の評価額 (G) 取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」は、(A) ②の場合には、株式分割により増加する当会社の普通株式数を意味するものとする。 (H) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日、又は基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該各日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除した数とする。	
株式の譲渡制限に関する規定	譲渡による当会社のA種優先株式の取得については、取締役会の承認を得なければならない。	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社本店 平成19年 5月 1日設置 平成19年 5月 8日登記	
役員に関する事項	取締役 江 原 伸 好	平成19年 2月19日重任
		平成19年 6月 1日辞任
		平成19年 6月 1日登記

東京都品川区大崎一丁目6番3号
コバレントマテリアル株式会社
会社法人等番号 0107-01-018794

	取締役 安 達 保	平成19年 2月19日重任
		平成19年 5月31日辞任
		平成19年 6月 1日登記
	取締役 ジェフリー・ダブリュー・ファ ーガソン (社外取締役)	平成19年 2月19日重任
		平成19年 5月31日辞任
		平成19年 6月 1日登記
	取締役 カーティス・エル・ビューサ ニ (社外取締役)	平成19年 2月19日重任
		平成19年 5月31日辞任
		平成19年 6月 1日登記
	取締役 香 山 晋	平成19年 6月 1日就任
		平成19年 6月 1日登記
	取締役 政 岡 徹	平成19年 6月 1日就任
		平成19年 6月 1日登記
	取締役 西 村 正 紀	平成19年 6月 1日就任
		平成19年 6月 1日登記
	取締役 永 谷 孝 俊	平成19年 6月 1日就任
		平成19年 6月 1日登記
	取締役 山 本 修 (社外取締役)	平成19年 6月 1日就任
		平成19年 6月 1日登記
	取締役 鈴 木 愛 作 (社外取締役)	平成19年 6月 1日就任
		平成19年 6月 1日登記

東京都品川区大崎一丁目6番3号
コバレントマテリアル株式会社
会社法人等番号 0107-01-018794

取締役 山田和広 (社外取締役)	平成19年 6月 1日就任
	平成19年 6月 1日登記
取締役 丸茂正人 (社外取締役)	平成19年 6月 1日就任
	平成19年 6月 1日登記
<u>東京都世田谷区代田六丁目6番16号</u> <u>代表取締役</u> 江原伸好	平成19年 2月19日重任
	平成19年 6月 1日退任
	平成19年 6月 1日登記
<u>東京都世田谷区深沢二丁目18番23号</u> <u>代表取締役</u> 安達保	平成19年 2月19日重任
	平成19年 5月31日退任
	平成19年 6月 1日登記
神奈川県川崎市宮前区鷺沼二丁目14番地49 代表取締役 香山晋	平成19年 6月 1日就任
	平成19年 6月 1日登記
東京都世田谷区北烏山五丁目16番22号 代表取締役 政岡徹	平成19年 6月 1日就任
	平成19年 6月 1日登記
千葉県浦安市明海四丁目2番14-101号望 海の街 代表取締役 西村正紀	平成19年 6月 1日就任
	平成19年 6月 1日登記
<u>監査役</u> 安岡徹 <u>(社外監査役)</u>	平成19年 2月19日重任
	平成19年 5月31日辞任
	平成19年 6月 1日登記
<u>監査役</u> ジョン・エフ・ハリス <u>(社外監査役)</u>	平成19年 2月19日重任
	平成19年 5月31日辞任
	平成19年 6月 1日登記

東京都品川区大崎一丁目6番3号
コバレントマテリアル株式会社
会社法人等番号 0107-01-018794

	監査役 須山 壽雄	平成19年 6月 1日就任
		平成19年 6月 1日登記
	監査役 横山 泰俊	平成19年 6月 1日就任
		平成19年 6月 1日登記
	監査役 高槻 大輔 (社外監査役)	平成19年 6月 1日就任
		平成19年 6月 1日登記
	監査役 山口 仁 (社外監査役)	平成19年 6月 1日就任
		平成19年 6月 1日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第423条第1項の取締役の責任につき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、会社法第425条第1項の規定により免除できる額を限度として免除することができる。 当会社は、会社法第423条第1項の監査役の責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、会社法第425条第1項の規定により免除できる額を限度として免除することができる。	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第2条第15号に定める社外取締役との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任につき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。 当会社は、会社法第2条第16号に定める社外監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。	
吸収合併	平成19年6月1日東京都品川区大崎一丁目6番3号東芝セラミックス株式会社を合併 平成19年 6月 1日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	平成19年3月26日東京都千代田区紀尾井町4番5号から本店移転 平成19年 4月 2日登記	

東京都品川区大崎一丁目6番3号
コバレントマテリアル株式会社
会社法人等番号 0107-01-018794

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成19年 6月12日
東京法務局品川出張所
登記官

須 田 初 男



整理番号 キ116489 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

PATENT 0

RECORDED: 08/08/2007

REEL: 019665 FRAME: 0843